

社会福祉法人 相幸福社会

指定地域密着型特別養護老人ホームなごみ 運営規程

第一章 総則

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人相幸福社会が開設する地域密着型特別養護老人ホーム（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という）に対し適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）の提供をすることを目的とする。

第2条 (施設の目的及び運営方針)

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、指定地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第3条 (施設の名称等)

事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	特別養護老人ホーム なごみ
所在地	富山市 飯野 1-1

第4条 (入居定員)

施設は、その入居定員を、10名 2ユニット 9名 1ユニット とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事業がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

第5条 (職員の職種・員数及び職務の内容)

施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託医） 1名
入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は施設長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- (4) 生活相談員 1名（常勤兼務）
生活相談員の職務は、入退所における面接手続き事務等と利用者の処遇に関する

こと、苦情や相談等に関することとする。

- (5) 介護職員 富山市の条例規定に定める基準による数を設置する。
介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。
- (6) 看護職員 富山市の条例規定に定める基準による数を設置する。
看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理とする。
- (7) 栄養士 1名（常勤専従）
入居者の病状、心身の状況等を把握し、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、入居者への栄養指導等を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務、看護職員と兼務）
入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導等を行う。
- (9) 介護支援専門員 1名（常勤兼務）
入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

第三章 設備

第6条（設備及び備品等）

- ① 居室 入居者の居室は、全室個室とする。
居室にはベッド、洗面所、ロッカー等を備える。
- ② 医務室 入居者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる。
- ③ 共同生活室 テーブル、椅子などの備品を備える。
- ④ 浴室 一般浴槽の他に特殊浴槽を設ける。
- ⑤ その他 洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・事務室・宿直室
会議室・エレベーター等を設ける。

第四章 運営

第7条（内容及び手続きの説明と同意）

施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要・従事者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申し込み者またはその家族の同意を得ることとする。

第8条（受給資格等の確認）

施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

第9条（入所）

身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室におい

てこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 正当な理由がなく施設サービス提供を拒まない。
- 3 利用申し込みが入院治療を必要とする場合や、その他利用申し込みに対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を、紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 利用申込者の入所に際して、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第10条 (退所)

心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し円滑な対処のために必要な援助を行う。

- 2 生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 入居者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第11条 (介護の取り扱い)

- (1) 入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を適切に行う。
- (2) 施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 従事者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第12条 (身体拘束の制限)

従業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった利用を記録しなければならない。

第13条 (地域密着型施設サービス計画)

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後、「計画担当介護支援専門員」という）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たり、適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことが出

来るように支援する上で、解決すべき課題の把握に努める。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の従事者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した、地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供にあたる、他の職員との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ変更を行う。

第14条（食事の提供）

入居者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行われるよう努める。

第15条（機能訓練）

入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

第16条（入居者の入院期間中の取り扱い）

入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後、おおむね3ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるとき、当該入所者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

第17条（相談及び援助）

常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも、当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了の、30日前には行われるよう必要な援助を行う。

第18条（社会生活上の便宜の供与）

- 1 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。
- 2 入居者が日常生活を営むのに、必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族において行うことが困難な場合は、同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族と連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

第19条 (利用料及びその他の費用)

- (1) 法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は**介護報酬告示上の額**とし、介護保険負担割合証に記載されている負担割合で算出した額とする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスに係わる指定地域密着型介護老人福祉施設サービス費用基準額から施設に支払われる指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- (3) 前2項の支払いを受ける他、次に掲げる費用の支払いを受ける。
 - ① 食事の提供に要する費用 1,990 円/日
 - ② 居住に要する費用 2,270 円/日
 - ③ 理美容代
 - ④ 教養娯楽にかかる費用
 - ⑤ 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用 200 円/日

第20条 (協力病院)

次の通り、協力医療機関を定める。

(名称) 済生会富山病院 (所在地) 富山市楠木 33-1

(名称) 寺寫医院 (所在地) 富山市下奥井 1-23-50

第21条 (衛生管理)

入居者の使用する食器その他の設備または、飲料水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に、医療品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

第22条 (掲示)

施設内に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第23条 (秘密の保持)

施設の職員は正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を、漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

- 2 居宅支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

第24条 (苦情の処理)

提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる

第25条（事故発生時の対応）

入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡し、必要な措置を講じる。

- 2 入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償することとする。

第26条（緊急時等における対応方法）

施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第27条（非常災害対策）

非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難及び訓練などを実施する。

第28条（記録の整備）

入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第29条（虐待防止に関する事項）

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第30条（施設の利用に当たっての留意事項）

入居者は、施設での生活の秩序を保つとともに、入居者相互の親睦に努める。

- 2 入居者が外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出るとともに当該外出、外泊には家族等が付き添う。
- 3 入居者は、健康に留意し、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り受診する。
- 4 入居者に対する面会は、面会名簿に必要事項を記入し、居室、共同生活室で行う。

第31条（その他の事項）

- 1 入居者に対して適切な施設サービスが提供できるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を深める。
- 4 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。